

（緊急制動表示灯）

第254条の4 緊急制動表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第66条の4第3項の告示で定める基準は、制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては第247条第1項の規定を、方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては第252条の2条第1項の規定を準用する。

- 2 二輪の一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車に備える緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の4第4項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。
- 3 二輪の一般原動機付自転車に備える緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の4第4項の告示で定める基準は、協定規則第53号の規則5.（5. 14. 及び5. 17. を除く。）及び6. に定める基準とする。